

こんな条例にしよう。

①国連の条約に基づいた条例
 国連の障害者権利条約では、差別とは何かを明確に定義しています。この条約に基づいた条例をつくっていくことで、差別をなくするための仕組みをつくっていくことができます。

②障害の定義がはっきりしている条例
 国連の権利条約では、「目が見えない」を障害と捉えませんが、目が見えないために必要な情報を得られないことを障害と定義しています。これを「障害の社会モデル」といいます。

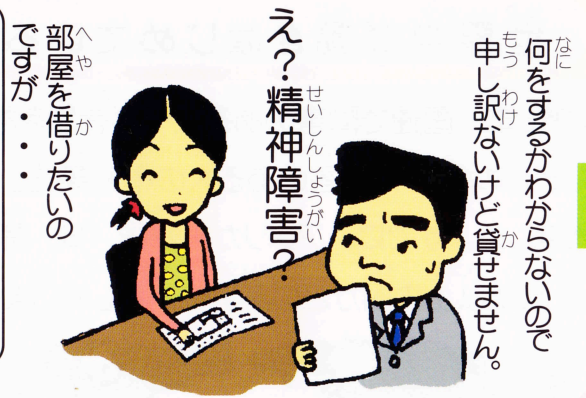
③みんなで考えた条例
 みんなの体験をベースに、みんなと一緒に考えながら条例をつくることで、私たちのまちの実情にあった柔軟できめ細やかな仕組みをつくることができます。

④救済機関をもうけた条例
 せっかく条例ができて、実効性のあるものでなくては意味がありません。障害を持つ人が困った時に相談ができ、間に入って問題を解決してくれる窓口をつくる必要があります。

●●●●● 条例づくりに、ぜひあなたの声を！ ●●●●●
 継続的に条例づくりに参加していただける方、運動についてもっと詳しくお知りになりたい方は、こちらまでお気軽にお問い合わせください。
茨城に障害をもつ人の権利条約をつくる準備会事務局
 URL <http://www.honyara.jp/ibakentsu/index.html>

- ◆ 自立生活センターいろは
 水戸市赤塚1-1970-5 KTMビル1B
 TEL 029-252-8486 FAX 029-252-8487
 mail iroha@cil-iroha.com
- ◆ 自立生活センターほにやら
 つくば市天久保 2-12-7 アウスレーゼ1F
 TEL 029-859-0590 FAX 029-859-0594
 mail cil-honiyara@cronos.ocn.ne.jp

アパート探し編

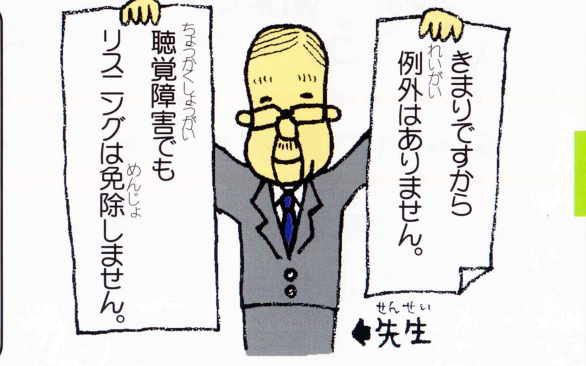


何をするかわからないので申し訳ないけど貸せません。
 え？精神障害？
 部屋を借りたいのですが・・・



直接差別
 障害を理由に違う扱いをされること

入学試験編



きまりですから例外はありません。
 聴覚障害でもリスニングは免除しません。
 先生



間接差別
 障害を理由にしていないが結果的に違う扱いにされること

情報保障編



知的障害の人が友達から教えてもらった講演会に申し込みました。



合理的配慮をしないこと
 機会の平等のための調整や配慮が足りないこと

障害のある人にとって『当たり前』のことをしようとすると、できないことがいっぱい!!!
 生活のあらゆる場面に差別はひそんでいます。
 差別には ①直接差別 ②間接差別 ③合理的配慮をしないこと、の3つのパターンがあります。